

〔大日本史贊數三〕藤原道長傳贊

贊曰、○中 賴通教通、競以侈靡相尚、峻宇雕牆、韋馱之所不能警、其無遠略、雖三尺童子、猶能知之、况後三條之英邁乎、然賴通屏居宇治、偃蹇不奉朝命、教通脅以春日神威、則雖英邁之君、莫能如之何、權臣鉗制人主、一至於此、吁可畏哉、

〔愚管抄四〕白河院は、堀河院に御讓位有て、京極の大殿○藤原師實は、又後二條殿○藤原師通に執政を譲りておはする程に、堀河院御成人、後二條殿又殊の外に引はりたる人にて、世の政事、太上天皇にも大殿にもいとも申さでせらるゝ事もまじりたりけるにやとぞ申める。

〔愚管抄四〕賴長の公、日本第一大學生、和漢の才にとみて腹あしく、よろづにきはとき人也けるが、
て、の殿○藤原忠實に最愛也けり、一日攝錄内覽をえばやぐとあまりに申されけるを、一日えさせばやとおぼして、子の法性寺殿○賴長兄忠通にさも有なんや、後には汝が子孫にこそかへさんすれど、たびくねんごろに申されけるを、法性寺殿のともかくもその御返事を申されざりければ、後にはやすからずおぼして、鳥羽院にこの由を申て、叶へかなはずは次の事にて、存候はんやうかへりごとの聞度候、上より仰たびて申狀をきかせられ候へと申されければ、この由仰られたりける御返事に、存候むねはとて、年のきは賴長が心ばへはしかぐと候也、かれ君の御うしろみになり候は、天下の損じ候ぬべし、このやうを申候は、いよく腹立れ候は、不孝にも候べし、父の申候へばとて承諾し候は、世の爲不忠になり候ぬべし、仰天して候なぞ申されたりけるをつかはされたりければ、かくも返事はありけるは、なぞ我云には返事だになきとて、彌ふかく思つ、藤氏長者は君のしろしめさぬ事也とて、久安六年九月廿五日に藤原長者をとり返して、東三條におはしまして、左府に朱器臺盤わたされにけり、さて院をとかくすかしまるらせられけるほどに、みそかに上卿なぞもよほして、久安七年正月に内覽はならびたる例もあれば